

さいたま市告示第 1 6 2 9 号

令和 7 年さいたま市議会 9 月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和 7 年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 3 令和 7 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 7 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 令和 7 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 令和 7 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 7 令和 7 年度さいたま市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和 7 年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 4 2，9 4 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 0 9，1 9 9，3 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 地方特例交付金		1,960,000	38,240	1,998,240
	1 地方特例交付金	1,800,000	△39,595	1,760,405
	3 定額減税減収補填 特例交付金	90,000	77,835	167,835
14 地方交付税		8,900,000	5,835,448	14,735,448
	1 地方交付税	8,900,000	5,835,448	14,735,448
16 分担金及び負担金		4,131,250	△2,750	4,128,500
	1 負 担 金	4,131,250	△2,750	4,128,500
18 国庫支出金		151,965,373	△2,482,014	149,483,359
	2 国庫補助金	32,020,367	△2,495,565	29,524,802
	3 委 託 金	456,826	13,551	470,377
19 県支出金		38,553,335	90,590	38,643,925
	1 県負担金	29,705,029	△16,900	29,688,129
	2 県補助金	5,205,721	119,943	5,325,664
	3 委 託 金	3,642,585	△12,453	3,630,132
22 繰 入 金		26,030,945	△5,077,849	20,953,096
	1 基金繰入金	26,030,945	△5,077,849	20,953,096
23 繰 越 金		1	5,476,966	5,476,967
	1 繰 越 金	1	5,476,966	5,476,967
24 諸 収 入		39,454,610	8,727	39,463,337
	6 雑 入	7,084,579	8,727	7,093,306
25 市 債		66,676,900	△4,830,300	61,846,600
	1 市 債	66,676,900	△4,830,300	61,846,600
歳 入 合 計		710,142,287	△942,942	709,199,345

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		59,313,248	5,495,397	64,808,645
	1 総務管理費	33,091,586	5,496,155	38,587,741
	4 戸籍住民基本台帳費	3,635,415	11,695	3,647,110
	7 統計調査費	810,508	△12,453	798,055
3 民 生 費		278,832,956	928,301	279,761,257
	1 社会福祉費	9,695,758	16,822	9,712,580
	2 障害者福祉費	59,220,676	57,182	59,277,858
	3 老人福祉費	21,151,826	83,606	21,235,432
	4 児童福祉費	127,570,477	609,708	128,180,185
	5 生活保護費	37,103,024	144,723	37,247,747
	6 介護保険費	16,321,396	16,260	16,337,656
4 衛 生 費		57,939,746	456,215	58,395,961
	1 保健衛生費	24,951,676	736,239	25,687,915
	3 環境対策費	1,825,086	△280,024	1,545,062
6 農林水産業費		2,442,673	△185,591	2,257,082
	1 農 業 費	2,272,795	△191,791	2,081,004
	2 林 業 費	169,878	6,200	176,078
8 土 木 費		83,249,786	△7,798,453	75,451,333
	1 土木管理費	2,071,922	△10,076	2,061,846
	2 道路橋りょう費	27,730,792	△4,592,936	23,137,856
	4 都市計画費	23,412,220	△2,803,170	20,609,050
	5 市街地再開発事業費	9,053,410	△122,600	8,930,810
	6 土地区画整理費	9,990,270	△269,671	9,720,599
9 消 防 費		19,472,940	4,556	19,477,496
	1 消 防 費	19,472,940	4,556	19,477,496
10 教 育 費		121,110,449	156,633	121,267,082
	1 教育総務費	12,321,653	20,266	12,341,919
	2 小学校費	56,464,451	136,367	56,600,818
歳 出 合 計		710,142,287	△942,942	709,199,345

第2表

継 続 費 補 正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総 額	年度	年 割 額
3 民 生 費	3 老人福祉費	旧東楽園解体事業	222,948	7	83,606
				8	139,342

2 変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 0 教 育 費	2 小学校費	新設大和田地区 小学校整備事業	8,250,975	5	64,403	8,387,342	5	64,403
				6	3,971,020		6	3,971,020
				7	4,215,552		7	4,351,919

第3表

繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防装備等整備事業	127,600

第4表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税システム改修業務（令和7年度 税制改正対応）	令和7年度から 令和8年度まで	60,234
福祉医療システム改修業務	令和8年度	32,292
さいたま市放課後子ども居場所事業	令和7年度から 令和10年度まで	1,840,268
ごみ発電を活用したエネルギーマネジメン ト業務	令和7年度から 令和14年度まで	1,789,171
三室中央公園管理業務	令和8年度から 令和27年度まで	128,700
岩槻消防署上野出張所移転整備に伴う基本 計画策定業務	令和7年度から 令和8年度まで	7,700

第5表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
企画総務事業	32,400	普通貸借 又は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の年度における利 率とする。)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただ し、市財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借換えすることがで きる。
区民まちづくり推進事業	4,800			

2 変 更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
生活文化 施設整備 事業	4,507,400	普通貸借 又は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 においては、 当該見直 し後の年 度におけ る利率と する。)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、 市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期間を 短縮し、 又は繰上 償還若し くは低利 に借換え することが できる。	4,509,400	(補 正 前 に 同 じ 。)		
区政総務 事業	441,200				442,800			
老人福祉 施設整備 事業	245,500				320,700			
児童福祉 事業	14,500				31,500			
児童福祉 施設整備 事業	620,700				623,500			
塵芥処理 事業	438,100				442,400			
農業振興 事業	291,600				182,500			

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路維持 事業	4,951,300	普通貸借 又は 証券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期間を短 縮し、又は繰 上償還若しくは 低利に借換え することができる。	4,979,500	(補正前に同じ。)		
道路新設 改良事業	7,026,100				3,832,800			
橋りょう 維持事業	2,615,600				2,467,400			
交通安全 施設整備 事業	2,703,900				2,474,500			
都市整備 事業	1,667,600				988,200			
街路整備 事業	4,744,900				4,163,000			
公園整備 事業	2,464,600				2,452,700			
市街地再 開発事業	3,801,600				3,746,400			
土地区画 整理事業	953,500				838,300			
住宅管理 事業	80,500				83,400			
小学校建 設事業	11,097,900				11,220,000			

令和7年度さいたま市国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092,856千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,626,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		7,453,067	273,771	7,726,838
	2 基金繰入金	1	273,771	273,772
6 繰 越 金		1	819,085	819,086
	1 繰 越 金	1	819,085	819,086
歳 入 合 計		103,533,626	1,092,856	104,626,482

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業 費納付金		30,356,870	255,479	30,612,349
	1 医療給付費分	20,501,524	153,581	20,655,105
	2 後期高齢者支援金 等分	7,253,019	177,153	7,430,172
	3 介護納付金分	2,602,327	△75,255	2,527,072
5 基金積立金		1	819,085	819,086
	1 基金積立金	1	819,085	819,086
6 諸支出金		181,815	18,292	200,107
	1 償還金及び還付加 算金	181,814	18,292	200,106
歳 出 合 計		103,533,626	1,092,856	104,626,482

令和 7 年度さいたま市介護保険事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,744,707 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 108,505,707 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		16,566,148	711,941	17,278,089
	1 一般会計繰入金	16,306,692	11,233	16,317,925
	2 基金繰入金	259,456	700,708	960,164
7 繰 越 金		1	2,032,766	2,032,767
	1 繰 越 金	1	2,032,766	2,032,767
歳 入 合 計		105,761,000	2,744,707	108,505,707

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		2,224,274	11,233	2,235,507
	3 介護認定審査会費	610,738	11,233	621,971
4 基金積立金		10,888	2,032,766	2,043,654
	1 基金積立金	10,888	2,032,766	2,043,654
6 諸支出金		39,330	700,708	740,038
	1 償還金及び還付加算金	39,329	700,708	740,037
歳 出 合 計		105,761,000	2,744,707	108,505,707

令和 7 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業
特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

令和 7 年度さいたま市東浦和第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 133,973 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 701,027 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		146,896	△66,896	80,000
	1 国庫補助金	146,896	△66,896	80,000
5 繰 入 金		518,130	△6,977	511,153
	1 一般会計繰入金	518,130	△6,977	511,153
8 市 債		167,700	△60,100	107,600
	1 市 債	167,700	△60,100	107,600
歳 入 合 計		835,000	△133,973	701,027

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		597,036	△133,973	463,063
	1 事 業 費	597,036	△133,973	463,063
歳 出 合 計		835,000	△133,973	701,027

第2表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
東浦和第二土地区画整理事業	167,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その他 の場合にはそ の債権者と 協定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期間を短 縮し、又は繰 上償還若しくは 低利に借換え することができる。	107,600	(補 正 前 に 同 じ 。)		

令和 7 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

令和 7 年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 28,800 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 475,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		35,000	△14,400	20,600
	1 国庫補助金	35,000	△14,400	20,600
4 繰 入 金		415,328	△1,400	413,928
	1 一般会計繰入金	415,127	△1,400	413,727
7 市 債		52,900	△13,000	39,900
	1 市 債	52,900	△13,000	39,900
歳 入 合 計		504,000	△28,800	475,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		371,668	△28,800	342,868
	1 事 業 費	371,668	△28,800	342,868
歳 出 合 計		504,000	△28,800	475,200

第2表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
浦和東部 第一特定 土地区画 整理事業	52,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期間を短 縮し、又は繰 上償還若しくは 低利に借換え することができる。	39,900	(補 正 前 に 同 じ 。)		

令和 7 年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 71,500 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 545,500 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		119,800	△33,800	86,000
	1 国庫補助金	119,800	△33,800	86,000
5 繰 入 金		351,876	△5,700	346,176
	1 一般会計繰入金	351,876	△5,700	346,176
8 市 債		144,400	△32,000	112,400
	1 市 債	144,400	△32,000	112,400
歳 入 合 計		617,000	△71,500	545,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		443,687	△71,500	372,187
	1 事 業 費	443,687	△71,500	372,187
歳 出 合 計		617,000	△71,500	545,500

第2表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
指扇土地 区画整理 事業	144,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件により 、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。た だし、市財政 の都合により 据置期間及び 償還期間を短 縮し、又は繰 上償還若しくは 低利に借換え することができる。	112,400	(補 正 前 に 同 じ 。)		

令和 7 年度さいたま市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度さいたま市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度さいたま市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支		出		（単位 千円）
科	目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	病院事業費用	28,749,649	43,951	28,793,600
第 1 項	医業費用	27,736,451	43,951	27,780,402

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

令和7年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ウォーターPPP導入事業 アドバイザー業務	令和7年度から 令和9年度まで	41,789

令和7年9月3日 提出

さいたま市長 清水 勇 人